

播磨町 A E D 設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の自治会が設置する自動体外式除細動器(以下「A E D」という)の購入費に対して補助金を交付することにより、A E Dの普及を図り、もって安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 この補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助限度額及び補助限度台数は別表のとおりとし、予算の範囲内で町長が定める額を限度として交付するものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、播磨町 A E D 設置補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定通知)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、播磨町 A E D 設置補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第5条 申請者は、交付決定通知書に記載された補助対象事業の内容について変更しようとするとき又は事情の変化により中止しようとするときは、あらかじめ播磨町 A E D 設置補助金内容変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 申請者は、補助対象事業が完了した日後、速やかに、A E D 設置完了届(様式第4号)並びに播磨町 A E D 設置補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し交付する。

(公開)

第8条 この要綱に基づき A E D を設置した場合は、設置場所及び設置台数について播磨町のホームページ等により公開することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象経費	1 A E D及びバッテリー、電極パッド、収納BOXその他附属品の購入費(以下「購入費」という。) 2 A E D等の取付費用 業者に設置を依頼する場合に限るものとし、A E D等の購入と併せて依頼する場合は、当該購入費に含む。
補助限度額	補助対象経費の10分の8以内とし、240,000円を限度とする。
補助限度台数	1施設1台とする。

備考 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。